

交規甲達第 8 号
交企甲達第 16 号
交指甲達第 9 号
平成 23 年 6 月 14 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

危険箇所を発見するための二次点検プロセスの実施について

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合においては、交通死亡事故現場等を中心とした総合的な再発防止対策の実施について（平成 23 年交企甲達第 11 号）により、道路管理者等と連携しつつ、当該重大事故が発生した原因、当該重大事故発生場所の道路交通環境、同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置等を検証するための現場点検、現地検討会等（以下「一次点検」という。）が実施され、必要と認められた場合には、当該重大事故発生場所における道路交通環境の改善が図られているところである。

こうした一次点検の実施及びその結果に基づく道路交通環境の改善は、同一の場所において同様の交通事故の再発を防止するために特に有効であるが、これに加えて、管内全域において同様の道路交通環境にある他の場所についても点検・改善が図られれば、一層効果的に交通事故の発生を防止することができる。

そこで、各警察署にあっては、下記のとおり、一次点検により道路交通環境の改善を図ることとなった重大事故のうち必要と認められるものについて、一次点検の結果等を警察本部及び警察署で共有することにより、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所においても同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置を講ずる二次点検プロセス（別添 1 参照）を実施することとしたので、実効ある運用に万全を期されたい。

記

1 二次点検プロセスの実施要領

(1) 二次点検プロセスの対象とする重大事故の選定

年に 1～3 回程度の頻度で、定期的に、二次点検プロセス推進委員会（以下「委員会」という。）を開催することとし、当該委員会において、一次点検を行った重大事故のうち次に該当するものを選定し、これを二次点検プロセスの対象とする。

ア 一次点検により道路交通環境の改善を図ることとなったものであること。

イ 道路交通環境が類似していることから、一次点検による道路交通環境の改善と同様の対策を講ずることにより、効果的に重大事故の再発を防止することができると思われる場所（以下「同一類型危険箇所」という。）が他にもあると見込まれるものであること。

(2) 一次点検の結果等の共有

二次点検プロセスの対象とされた重大事故について、交通企画課長は、次の事項を集約・整理したモデル二次点検通報書（別記様式第1号、以下「通報書」という）を別添2の記載例を参照の上作成し、各警察署長に送付する。

ア 重大事故の概要

イ 重大事故の要因となったと考えられる道路交通環境

ウ イと当該重大事故の発生との関係の概略

エ 道路交通環境の改善の内容

(3) 二次点検の実施

通報書を送付された各警察署長は、管内における同一類型危険箇所の有無を点検し、同一類型危険箇所を発見した場合は、同一類型危険箇所報告書（別記様式第2号）を作成し、交通規制課長に報告する。

(4) 同一類型危険箇所における道路交通環境の改善

交通規制課長は、警察署長から報告を受けた同一類型危険箇所について、道路交通環境の改善が必要であると認めた場合には、交通安全施設等の整備、信号制御の調整、道路管理者への道路整備の働き掛け等により、道路交通環境の改善を図る。

2 留意事項

(1) 関係機関・団体との連携

一次点検については、道路管理者、地方公共団体、交通安全協会等の関係機関・団体と連携して実施しているところであるが、二次点検プロセスにおいても、関係機関・団体に通報書の情報を提供して、同一類型危険箇所の有無を照会するなど緊密な連携を図ること。

(2) 一次点検の徹底

二次点検プロセスが有効に機能するためには、まず、重大事故が発生した場合に行われる一次点検が、確実かつ適切に行われることが重要である。

したがって、一次点検についても、引き続き、関係機関・団体と連携して合同で現場を確認するなど、効果的に実施すること。

(3) 各警察署における推進体制の確立

警察署においても管内における同一類型危険箇所の有無の点検を実施するため、適切な推進体制を確立すること。

3 委員会の設置等

委員会の設置、任務、組織、運営等に関しては、別に定める。

別記様式省略